

**改正**

平成14年3月27日条例第19号

平成15年9月26日条例第42号

平成16年3月26日条例第20号

平成17年3月29日条例第38号

平成17年7月22日条例第62号

平成18年3月29日条例第32号

平成18年10月1日条例第63号

平成19年3月16日条例第26号

平成19年12月26日条例第64号

平成21年3月25日条例第21号

平成22年6月25日条例第33号

平成26年3月26日条例第36号

平成28年3月14日条例第14号

平成31年3月22日条例第24号

令和2年7月1日条例第30号

令和4年3月23日条例第14号

令和4年7月5日条例第24号

令和4年9月30日条例第35号

令和5年3月22日条例第21号

令和6年3月22日条例第28号

令和6年7月2日条例第41号

令和7年3月27日条例第30号

教育関係使用料及び手数料徴収条例をここに公布する。

教育関係使用料及び手数料徴収条例

教育関係使用料及び手数料徴収条例（昭和25年宮崎県条例第50号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づく使用料及び同法第227条の規定

に基づく手数料で宮崎県教育委員会の所管に属するものの徴収については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料)

**第2条** 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第6条第1項の規定により、教育関係の公の施設を管理する指定管理者が、当該教育関係の公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。

- (1) 教育関係の公の施設に関する条例別表第1に掲げる高等学校（以下「県立高等学校」という。）及び中等教育学校（以下「県立中等教育学校」という。） 授業料及び科目履修料
- (2) 教育関係の公の施設に関する条例別表第1に掲げる学校（以下「県立学校」という。） 県立学校体育施設照明施設使用料
- (3) 宮崎県体育館 体育館使用料
- (4) 新宮崎県体育館 新体育館使用料
- (5) 宮崎県ライフル射撃競技場 ライフル射撃競技場使用料
- (6) 宮崎県プール プール使用料
- (7) 宮崎県山之口陸上競技場 陸上競技場使用料
- (8) 宮崎県山之口投てき練習場 投てき練習場使用料
- (9) 宮崎県総合博物館 総合博物館観覧料及び総合博物館使用料
- (10) 県立西都原考古博物館 西都原考古博物館使用料
- (11) 県立美術館 美術館観覧料及び美術館使用料
- (12) 宮崎県青島少年自然の家、宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎県御池少年自然の家 少年自然の家使用料

2 前項各号に掲げる使用料の金額その他その徴収に関する事項については、それぞれ別表第1に定めるとおりとする。

(手数料)

**第3条** 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数を納めなければならない。

- (1) 県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に合格した者の入学 高等学校入学科
- (2) 県立中等教育学校の前期課程修了者の後期課程への進級 中等教育学校進級手数料

- (3) 県立高等学校の通信制の課程に合格した者の入学 通信教育入学料
- (4) 教育関係の公の施設に関する条例別表第1に掲げる中学校(以下「県立中学校」という。)、  
県立高等学校若しくは県立中等教育学校の入学者選抜若しくは転学のためにする試験の実施又は  
県立高等学校の転籍のためにする試験の実施 入学者選抜等手数料
- (5) 県立学校における在学証明書、成績証明書、卒業証明書又は単位修得証明書の交付 学校  
諸証明交付手数料
- (6) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第6項の規定に基づく免許状の授与、同法  
第5条の2第3項の規定に基づく特別支援教育領域(以下「領域」という。)の追加の定め、  
当該免許状の授与に関する証明又は同法第15条の規定に基づく免許状の書換若しくは再交付  
教育職員免許状授与等手数料
- (7) 教育職員免許法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定(以下「教育職員検定」という。)  
の実施 教育職員検定手数料
- (8) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第1項の規定に基づく古式銃砲若  
しくは美術品として価値のある刀剣類の登録の申請に対する審査又は同法第15条第2項の規定  
に基づく登録証の再交付 銃砲刀剣類登録等手数料
- (9) 銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく美術品として価値のある刀剣類  
の製作の承認の申請に対する審査 美術刀剣類製作承認申請手数料

2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当  
該各号に定める時に納めなければならない。

- (1) 高等学校入学料 入学の時
- (2) 中等教育学校進級手数料 後期課程進級の時
- (3) 通信教育入学料 入学の時
- (4) 入学者選抜等手数料 願書提出の時

3 第1項各号に掲げる手数料の金額その他その徴収に関する事項(前項に定めるものを除く。)  
については、それぞれ別表第2に定めるとおりとする。

(減免)

**第4条** 知事は、公益上必要があると認める場合又は特別の事情があると認める場合には、使用料  
又は手数料を減免することができる。

(不還付の原則)

**第5条** 既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、使用料で次の各号のいずれかに該当す

る場合は、この限りでない。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用できない場合
- (2) 宮崎県教育委員会の都合により使用許可を取り消した場合
- (3) 使用前に使用許可の取消しの申出があり、その申出に基づいて宮崎県教育委員会が使用許可を取り消した場合

(罰則)

**第6条** 詐欺その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等に係る使用料及び手数料について適用し、同日前に行われた申請等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 別表第1の1の項の規定の適用については、平成13年度においては同項中「111,600円」とあるのは「109,200円」と、「30,000円」とあるのは「29,280円」と、「1,500円」とあるのは「1,460円」と、「3,350円」とあるのは「3,280円」とし、平成14年度においては同項中「111,600円」とあるのは「110,400円」と、「30,000円」とあるのは「29,760円」と、「1,500円」とあるのは「1,480円」と、「3,350円」とあるのは「3,320円」とする。

(教育関係の公の施設に関する条例の一部改正)

- 5 教育関係の公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**（平成14年3月27日条例第19号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**（平成15年9月26日条例第42号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。(後略)

**附 則** (平成16年3月26日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の8の項の改正規定(「体育館」の下に「(宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎県御池少年自然の家に限る。)」を加える部分に限る。) 公布の日

(2) 第2条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加える改正規定、第3条第1項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に1号を加える改正規定、別表第1の8の項を同表の9の項とし、同表中7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項の次に6の項を加える改正規定及び別表第2中12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、同表の9の項中「20円」を「10円」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の8の項の次に9の項を加える改正規定(同表の9の項中「20円」を「10円」に改める部分を除く。) 平成16年4月17日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の1の項の規定の適用については、平成16年度においては同項中「115,200円」とあるのは「112,800円」と、「3,460円」とあるのは「3,390円」と、「1,560円」とあるのは「1,520円」と、「31,200円」とあるのは「30,480円」とし、平成17年度においては同項中「115,200円」とあるのは「114,000円」と、「3,460円」とあるのは「3,420円」と、「1,560円」とあるのは「1,540円」と、「31,200円」とあるのは「30,960円」とする。

**附 則** (平成17年3月29日条例第38号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年7月22日条例第62号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成18年3月29日条例第32号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成18年10月1日条例第63号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。ただし、別表第1の5の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年 3 月16日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第 1 の 1 の項の規定の適用については、平成19年度においては同項中「118,800円」とあるのは「116,400円」と、「3,570円」とあるのは「3,500円」と、「1,620円」とあるのは「1,580円」とし、平成20年度においては同項中「118,800円」とあるのは「117,600円」と、「3,570円」とあるのは「3,540円」と、「1,620円」とあるのは「1,600円」とする。

**附 則**（平成19年12月26日条例第64号）

この条例は、公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

**附 則**（平成21年 3 月25日条例第21号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成22年 6 月25日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成26年 3 月26日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第 2 条第 1 項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の公立高等学校（同条第 2 項に規定する公立高等学校をいう。）に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年 3 月14日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成31年 3 月22日条例第24号）

この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 2 年 7 月 1 日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 23 日 条例第 14 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月 5 日 条例第 24 号）

改正

令和 5 年 3 月 22 日 条例第 21 号

この条例は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
ただし、別表第 1 の 3 の項の改正規定は、公布の日から施行する。（令和 5 年 6 月 規則第 35 号で、  
同 5 年 8 月 20 日から施行）

附 則（令和 4 年 9 月 30 日 条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 22 日 条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 22 日 条例第 28 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 2 日 条例第 41 号）

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
（令和 7 年 2 月 規則第 2 号で、同 7 年 4 月 1 日から施行）

附 則（令和 7 年 3 月 27 日 条例第 30 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

使用料	区分		単位	金額	納期	備考	
1 授業料及び科目履修料	授業料	県立	全日制	年額	118,800円	宮崎県教育委員会規則で定める時期	1 定時制の課程に在籍し通信制の課程を併修する場合は、定時制の授業料の額に通信制の履修科目 1 単位につき 230円を加算する。
		高等学校	定時制	履修科目 1 単位につき	1,620円		
			通信制	履修科目 1 単位につき	230円		
	県立中等教育	全日制	年額	118,800円			

		学校の後期課程					2 通信制の課程に在籍し定時制の課程を併修する場合は、通信制の授業料の額に定時制の履修科目1単位につき1,620円を加算する。
	科目履修料	県立高等学校	定時制	履修科目1単位につき	3,570円		
			通信制	履修科目1単位につき	230円		
2 県立学校体育施設照明施設使用料	屋内体育施設を開放して使用させる場合	床面積800平方メートル未満を使用する場合	1時間につき		200円	使用許可の時	1 「床面積」とは、体育主室の床面積をいう。
		床面積800平方メートル以上を使用する場合	同		500円		2 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
	屋外体育施設を開放して使用させる場合	運動場	同		2,000円		
		テニスコート	1面1時間につき		500円		
		弓道場	1時間につき		500円		
		アーチェリー場	同		500円		
3 体育館使用料	本館競技場	入場料等を徴収しない場合	1団体1時間につき			使用許可の時	1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場することに関

			アマチュア スポーツに 使用すると き		し徴収される入場 の対価その他これ に類するものをい う。
			児童・生 徒の団体	1,390円	2 「児童・生徒」と は、学校教育法（昭 和22年法律第26号） 第1条に規定する 学校（大学及び高等 専門学校を除く。） に在学する者及び 未就学の者をいう。 3 1つの団体が競 技場の一部を独占 して使用する場合 の使用料は、当該金 額の欄に掲げる金 額に、競技場の3分 の2以下の面積を 使用するとき3 分の2、2分の1以 下の面積を使用す るときは2分の1、 3分の1以下の面 積を使用するとき は3分の1を乗じ て得た額（100円に 満たない端数があ るときは、その端数

		その他の 団体 アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき	2,180円  8,810円	は100円とする。)とする。 4 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
	入場料等を徴収する場合	1団体1日につき アマチュアスポーツに使用するとき 児童・生徒の団体	1人1日当たりの入場料等の最高額に100を乗じて得た額(その額が1万5,220円に満たない場合には、1万5,220円)	

			<p>その他の団体</p> <p>1人1日 当たりの 入場料等 の最高額 に100を乗 じて得た 額（その額 が2万 3,870円に 満たない 場合に あ っては、2 万3,870 円)</p> <p>アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき</p> <p>1人1日 当たりの 入場料等 の最高額 に100を乗 じて得た 額（その額 が9万 6,940円に 満たない 場合に あ っては、9 万6,940 円)</p>	
	別館第1競技場	1団体1時間		1 「児童・生徒」と

		<p>につき</p> <p>アマチュア スポーツに 使用すると き</p> <p>児童・生 徒の団体 その他の 団体</p>	<p>290円</p> <p>580円</p>	<p>は、学校教育法第1 条に規定する学校 (大学及び高等専 門学校を除く。)に 在学する者及び未 就学の者をいう。</p> <p>2 一つの団体が競 技場の一部を独占 して使用する場合 の使用料は、当該金 額の欄に掲げる金 額に、競技場の3分 の2以下の面積を 使用するとき3 分の2、2分の1以 下の面積を使用す るときは2分の1、 3分の1以下の面 積を使用するとき は3分の1を乗じ て得た額(100円に 満たない端数があ るときは、その端数 は100円とする。) とする。</p> <p>3 1時間を単位と する使用料の額を 計算する場合にお いて1時間に満た</p>
--	--	--	-------------------------	---

		アマチュアスポーツ以外に使用するとき	2,250円	ない端数があるときは、その端数は1時間とする。
別館第2競技場	専用使用の場合	1団体1時間につき		<p>1 「専用使用の場合」とは、10人以上の団体で使用する場合をいい、「専用使用でない場合」とは、9人以下の団体（個人を含む。）で使用する場合をいう。</p> <p>2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者及び未就学の者をいう。</p> <p>3 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p>
		児童・生徒の団体	210円	
		その他の団体	410円	
	専用使用でない場合	1団体（個人を含む。）1時間につき		
		児童・生徒の団体（個人を含む。）	110円	
		その他の団体	220円	

			体（個人を含む。）	
別館第3競技場	専用使用の場合	1団体1時間につき	児童・生徒の団体	210円
			その他の団体	410円
	専用使用でない場合	1団体（個人を含む。）1時間につき	児童・生徒の団体（個人を含む。）	110円
			その他の団体（個人を含む。）	220円
屋外人工登はん壁		1団体1時間につき	児童・生徒の団体	110円
			その他の団体	220円
屋内人工登はん壁	団体が使用する場合	1団体1時間につき	児童・生徒の団体	110円
			その他の団体	220円
	個人が使	1人1時間に		

	用する場合	つき		
		児童・生徒		50円
		その他の者		90円
	会議室	1時間につき		180円
	附帯設備器具 (使用に要する消耗器材は含まない。)	浴室・シャワー(温水)	1時間につき	750円
		ボクシング用具		
		アマチュア用	同	210円
		その他	同	2,670円
		電光表示盤	同	170円
		ボーダーライト	1列1時間につき	520円
		スポットライト	1台1時間につき	300円
		フットライト	1列1時間につき	520円
		放送設備	1時間につき	650円
				本館競技場と併せて使用する場合の使用料は、無料とする。
				1 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
				2 持込電気器具用電気の使用料は、当該電気器具に表示された電力に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして算定する。

	(マイク ロフォン は2本と する。)		
	携帯用テ ープレコ ーダー	同	80円
	バレーボ ール用具	1組1時間に つき	60円
	バドミン トン用具	同	60円
	ハンドボ ール用具	同	60円
	テニス用 具	同	60円
	バスケット ボール ゴール		
	固定式	同	60円
	移動式	同	100円
	跳箱	1時間につき	60円
	トランポ リン	同	100円
	レスリン グマット	同	100円
	卓球用具		
	競技専 用	一式1日につ き	4,610円
	競技専	1台1時間に	60円

		用以外	つき			
		体操用具				
		競技専用	一式1日につき	3,450円		
		競技専用以外	1種目1時間につき	60円		
		長机	1時間につき	10円		
		椅子				
		1人掛け	同	10円		
		3人掛け	同	10円		
		フェンシング用具	一式1時間につき	100円		
		ハンドマイク	1時間につき	70円		
		レコードプレーヤー	同	80円		
		その他の器具類	同	60円		
		持込電気器具用電気	1キロワットにつき	300円		
4 新体育館使用料	メインアリーナ	入場料等を徴収しない場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに使用すると		使用許可の時	1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場することに関

		き				
		午前9時から午後5時まで	児童・生徒の団体	900円		し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。 2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者及び未就学の者をいう。 3 1つの団体がメインアリーナの一部を独占して使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、メインアリーナの2分の1以下の面積を使用するときは2分の1、3分の1以下の面積を使用するときは3分の1、4分の1以下の面積を使用するときは4分の1、6分の1以下の面積を使用するときは6分の1、8分の1以下
			その他 の団体	1,800円		
		午後5時から午後10時まで	児童・生徒の団体	1,800円		
			その他 の団体	3,600円		
		アマチュアスポーツ以外に使用する とき				
		午前9時から午後5時まで		18,000円		
		午後5時から午後10時まで		36,000円		
	入場料等を徴収す	1団体1時間 につき				

		る場合	アマチュア スポーツに 使用するとき			の面積を使用する ときは8分の1、14 分の1以下の面積 を使用するときは 14分の1を乗じて 得た額（10円に満た ない端数があると きは、その端数は10 円とする。）とする。
			午前9時 から午後 5時まで	1,800円		4 1時間を単位と する使用料の額を 計算する場合にお いて1時間に満た ない端数があると きは、その端数は1 時間とする。
			児童・ 生徒の 団体			
			その他 の団体	3,600円		
			午後5時 から午後 10時まで			
			児童・ 生徒の 団体	3,600円		
			その他 の団体	7,200円		
			アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき			
			午前9時 から午後 5時まで	36,000円		
			午後5時 から午後	72,000円		

			10時まで		
サブアリーナ	入場料等を徴収しない場合	1 団体 1 時間につき	アマチュアスポーツに使用するとき	600円	1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。
		午前 9 時から午後 5 時まで	児童・生徒の団体	1,200円	2 「児童・生徒」とは、学校教育法第 1 条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者及び未就学の者をいう。
		午後 5 時から午後 10 時まで	児童・生徒の団体	1,200円	3 1 つの団体がサブアリーナの一部を独占して使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、サブアリーナの 2 分の 1 以下の面積を使用するときは 2 分の 1、3 分の 1 以下の面積を使用するとき
		午前 9 時から午後	アマチュアスポーツ以外に使用するとき	2,400円	
			午前 9 時から午後	12,000円	きは 3 分の 1、4 分

			5時まで 午後5時 から午後 10時まで	24,000円		の1以下の面積を 使用するときは4 分の1、6分の1以 下の面積を使用す るときは6分の1 を乗じて得た額（10 円に満たない端数 があるときは、その 端数は10円とす る。）とする。
		入場料等 を徴収す る場合	1団体1時間 につき アマチュア スポーツに 使用すると き 午前9時 から午後 5時まで 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	1,200円		4 1時間を単位と する使用料の額を 計算する場合にお いて1時間に満た ない端数があると きは、その端数は1 時間とする。
			午後5時 から午後 10時まで 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	2,400円		
			午後5時 から午後 10時まで 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	2,400円		
			アマチュア スポーツ以 外に使用す	4,800円		

			るとき 午前9時 から午後 5時まで 午後5時 から午後 10時まで	24,000円    48,000円	
多目的室（地 域武道センタ ー）	入場料等 を徴収し ない場合	1 団体 1 時間 につき アマチュア スポーツに 使用すると き 午前9時 から午後 5時まで 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体 午後5時 から午後 10時まで 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体		200円    400円    400円    800円	1 「入場料等」とは、 入場料、会費、会場 整理費その他名称 のいかんを問わず 入場することに関 し徴収される入場 の対価その他これ に類するものをい う。 2 「児童・生徒」と は、学校教育法第1 条に規定する学校 （大学及び高等専 門学校を除く。）に 在学する者及び未 就学の者をいう。 3 1つの団体が多 目的室の一部を独 占して使用する場 合の使用料は、当該 金額の欄に掲げる 金額に、多目的室の

		アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき				2分の1以下の面 積を使用するとき は2分の1を乗じ て得た額（10円に満 たない端数がある ときは、その端数は 10円とする。）とす る。
		午前9時 から午後 5時まで	4,000円			
		午後5時 から午後 10時まで	8,000円			
	入場料等 を徴収す る場合	1団体1時間 につき アマチュア スポーツに 使用すると き				4 1時間を単位と する使用料の額を 計算する場合にお いて1時間に満た ない端数があると きは、その端数は1 時間とする。
		午前9時 から午後 5時まで 児童・ 生徒の 団体	400円			
		その他 の団体	800円			
		午後5時 から午後 10時まで 児童・ 生徒の	800円			

			団体 その他 の団体 アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき 午前9時 から午後 5時まで 午後5時 から午後 10時まで	1,600円      8,000円   16,000円	
トレーニング ルーム	団体が使 用する場 合	1 団体 1 時間 につき 児童・生徒 の団体 その他の団 体	650円  1,300円		1 「児童・生徒」と は、学校教育法第 1 条に規定する学校 (大学及び高等専 門学校を除く。)に 在学する者及び未 就学の者をいう。 2 1 時間を単位と する使用料の額を 計算する場合にお いて 1 時間に満た ない端数があると きは、その端数は 1 時間とする。
	個人が使 用する場 合	1 人 1 時間に つき 児童・生徒 その他の者	100円 200円		
会議室	会議室 1	1 時間につき	200円		1 1 つの団体が会 議室 4 の一部を独
	会議室 2	同	200円		

		会議室 3	同	200円	<p>占して使用する場 合の使用料は、当該 金額の欄に掲げる 金額に、会議室の 2 分の 1 以下の面積 を使用するときは 2分の 1、4分の 1 以下の面積を使用 するときは4分の 1 を乗じて得た額 (10円に満たない 端数があるときは、 その端数は10円と する。) とする。</p> <p>2 1つの団体が会 議室 5 の一部を独 占して使用する場 合の使用料は、当該 金額の欄に掲げる 金額に、会議室の 3 分の 1 以下の面積 を使用するときは 3分の 1 を乗じて 得た額 (10円に満た ない端数があると きは、その端数は10 円とする。) とする。</p> <p>3 1時間を単位と する使用料の額を</p>
		会議室 4	同	500円	
		会議室 5	同	700円	
		応接室	同	200円	

					計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
附帯設備器具 (使用に要する消耗器材は含まない。)	バスケットボールゴール	固定式	1組1時間につき	60円	1 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。 2 持込電気器具用 電気の使用料は、当該電気器具に表示された電力に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして算定する。
		移動式	同	100円	
	バレーボール用具		同	60円	
	ハンドボール用具		同	60円	
	フットサル用具		同	60円	
	テニス用具		同	60円	
	バドミントン用具		同	60円	
	卓球用具				
	競技専用		一式1日につき	4,610円	
	競技専用以外		1台1時間につき	60円	
体操用具					
競技専用		一式1日につき	3,450円		

		競技専用以外	1 種目 1 時間につき	60円		
		新体操マット	1 時間につき	100円		
		トランポリン	同	100円		
		電光表示盤	同	130円		
		長机	同	10円		
		椅子	同	10円		
		その他の器具類	同	60円		
		持込電気器具用電気	1 キロワットにつき	230円		
		放送設備	1 時間につき	500円		
		照明設備 メインアリーナ 750ルクス以上	同	300円		
		1,000ルクス以上 サブアリーナ	同	500円		

		750ル クス 以上	同	100円		
		空調設備 メイン アリー ナ				
		競技 場	同	6,900円		
		観客 席	同	8,100円		
		サブア リーナ				
		競技 場	同	1,600円		
		観客 席	同	2,300円		
		多目的 室（地域 武道セ ンター）	同	600円		
		会議室 1	同	100円		
		会議室 2	同	100円		
		会議室 3	同	100円		
		会議室 4	同	100円		

		会議室	同	100円		
		5				
		応接室	同	100円		
5 ライフル射撃競技場使用料	エアール射場 ライフル射場	団体が使用する場合	1 団体 2 時間につき		使用許可の時	<p>1 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者をいう。</p> <p>2 「高等学校」には、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。</p> <p>3 時間超過の場合は、超過時間1時間につき、当該使用料の額に2分の1を乗じて得た額を加算する。</p> <p>4 1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p>
			10歳以上の児童・生徒の団体	4,300円		
			その他の団体	8,600円		
		個人が使用する場合	1 人 2 時間につき			
			10歳以上の児童・生徒	230円		
			その他の者	450円		
	スモールボアライフル射場	団体が使用する場合	1 団体 2 時間につき			

		合	高等学校の生徒の団体 その他の団体	3,550円 7,100円		
		個人が使用する場合	1人2時間につき 高等学校の生徒 その他の者	360円 710円		
6 プール使用料	50m プール(全面)	入場料等を徴収しない場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに使用するとき 児童・生徒の団体 その他の団体	4,800円 9,600円	使用許可の時	1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。 2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者及び未就学の者をいう。 3 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合にお
		入場料等を徴収する場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに使用すると	96,000円		

			き 児童・生徒の団体 その他の団体 アマチュアスポーツ以外に使用するとき	9,600円 19,200円 192,000円		いて1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
50m プール(1レーンあたり)	入場料等を徴収しない場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに使用するとき 児童・生徒の団体 その他の団体 アマチュアスポーツ以外に使用するとき	500円 1,000円 10,000円			
	入場料等を徴収する場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに使用するとき				

			児童・生徒の団体	1,000円		
			その他の団体	2,000円		
			アマチュアスポーツ以外に使用するとき	20,000円		
25mプール(全面)	入場料等を徴収しない場合	1団体1時間につき	アマチュアスポーツに使用するとき			
			児童・生徒の団体	2,400円		
			その他の団体	4,800円		
	入場料等を徴収する場合	1団体1時間につき	アマチュアスポーツ以外に使用するとき	48,000円		
			児童・生徒の団体	4,800円		

			徒の団体 その他の 団体 アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき	9,600円 96,000円		
25m プー ル(1 レー ンあ たり)	入場料等を徴収し ない場合	1団体1時間 につき アマチュア スポーツに 使用すると き 児童・生 徒の団体 その他の 団体 アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき	300円 600円 6,000円			
	入場料等を徴収す る場合	1団体1時間 につき アマチュア スポーツに 使用すると き 児童・生 徒の団体	600円			

			その他の 団体	1,200円		
			アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき	12,000円		
50m プー ル	個人が使用する場 合		1人1回につ き			
25m プー ル			児童・生徒	250円		
			その他の者	500円		
多目 的ス タジ オ	入場料等を徴収し ない場合		1団体1時間 につき			
			アマチュア スポーツに 使用すると き			
			児童・生 徒の団体	675円		
			その他の 団体	1,350円		
			アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき	13,500円		
	入場料等を徴収す る場合		1団体1時間 につき			
			アマチュア			

			スポーツに 使用するとき			
			児童・生徒の団体	1,350円		
			その他の団体	2,700円		
			アマチュアスポーツ以外に使用するとき	27,000円		
	トレーニング室		1人1時間につき			
			児童・生徒	125円		
			その他の者	250円		
屋外 クラ イミ ング ウォ ール	入場料等を徴収しない場合		1団体1時間につき			
			アマチュアスポーツに使用するとき			
			児童・生徒の団体	175円		
			その他の団体	350円		
			アマチュアスポーツ以外に使用するとき	3,500円		

	入場料等を徴収する 場合	1 団体 1 時間 につき アマチュア スポーツに 使用すると き 児童・生 徒の団体 その他の 団体 アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき	350円  700円  7,000円	
	屋内クライミングウォー ル	1 人 1 時間に つき 児童・生徒 その他の者	75円 150円	
	会議室	1 時間につき	2,900円	1 1 時間を単位と する使用料の額を 計算する場合にお いて 1 時間に満た ない端数があると きは、その端数は 1 時間とする。 2 1 平方メートル を単位とする使用 料の額を計算する 場合において 1 平
	大会役員室	同	1,400円	
	応接室	同	500円	
	共有エリア	1 平方メート ル 1 時間につ き	17円	
	音響放送設備	一式 1 日につ き	2,200円	
	大型表示装置	同	8,800円	

					方メートルに満たない端数があるときは、その端数は1平方メートルとする。
駐車場	1時間につき		使用終了	1	1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
	普通自動車 (乗員定員11人以上のもの)	200円	の時		
	普通自動車 (乗員定員10人以下のもの)	100円		2	使用時間が5時間を超える場合の使用料の額は、左記金額に6を乗じて得た額とする。
	大型特殊自動車	200円		3	駐車場の使用に係る車両の種類は、道路整備特別措置法施行令(昭和31年政令第319号)第9条第6号に規定する車両の種類による。ただし、貨物の運送の用に供する普通自動車は、普通自動車(乗員定員11人以上のもの)とみ
	小型自動車 (二輪自動車を除く。)	100円			
	小型特殊自動車	100円			
	軽自動車 (二輪自動車を除く。)	100円			
	二輪自動車 原動機付自転車	50円 50円			

						なして適用する。
7 陸上 競技場 使用料	陸上 競技 場	入場料等を徴収し ない場合	1 団体 1 時間 につき  アマチュア スポーツに 使用すると き  児童・生 徒の団体  その他の 団体  アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき	1,950円      3,900円   39,000円	使用許可 の時	1 「入場料等」とは、 入場料、会費、会場 整理費その他名称 のいかんを問わず 入場することに関 し徴収される入場 の対価その他これ に類するものをい う。  2 「児童・生徒」と は、学校教育法第 1 条に規定する学校 (大学及び高等専 門学校を除く。)に 在学する者及び未 就学の者をいう。  3 1 時間を単位と する使用料の額を 計算する場合にお いて 1 時間に満た ない端数があると きは、その端数は 1 時間とする。
		入場料等を徴収す る場合	1 団体 1 時間 につき  アマチュア スポーツに 使用すると き  児童・生 徒の団体  その他の 団体  アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき	3,900円      7,800円   78,000円		

		個人が使用する場 合	1人1時間につ き 児童・生徒 その他の者	90円 170円	
	ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	団体が使用する場 合	1団体1時間 につ き 児童・生徒 の団体 その他の団 体	520円 1,030円	
		個人が使用する場 合	1人1時間につ き 児童・生徒 その他の者	100円 190円	
会 議 室	会議室 1	1時間につき		820円	1 一つの団体が会 議室6の一部を独 占して使用する場 合の使用料は、当該 金額の欄に掲げる 金額に、会議室の2 分の1以下の面積 を使用するときは 2分の1を乗じて 得た額（10円に満た ない端数がある ときは、その端数は10 円とする。）とする。 2 1時間を単位と する使用料の額を
	会議室 2	同		410円	
	会議室 3	同		410円	
	会議室 4	同		410円	
	会議室 5	同		410円	
	会議室 6	同		820円	
	会議室 7	同		820円	
	会議室 8	同		410円	
	会議室 9	同		410円	
	会議室10	同		410円	
	会議室11	同		410円	

					計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
	売店スペース		1日につき	650円	
附帯 設備 器具 (使 用に 要す る消 耗器 材は 含ま ない。)	シャワー(温水)		1人1回につき	110円	1時間を単位とする 使用料の額を計算す る場合において1時 間に満たない端数が あるときは、その端数 は1時間とする。
			1団体1回につき	550円	
	競技器 具	椅子	1時間につき	10円	
		机	同	10円	
	テント		同	40円	
	走高跳器 具		1組1時間につき	90円	
	棒高跳器 具		同	90円	
	ハードル		同	90円	
	写真判定 装置		一式1時間につき	2,430円	
	その他の 器具類		1時間につき	20円	
競技器具 一式(ただし、写真判 定装置を 除く。)		同	780円		
放送設備		1時間につき アマチュア	780円		

			スポーツに 使用するとき アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき	1,570円		
		大型映像装置	1時間につき	9,490円		
		照明設備				
		陸上競技場				
		全灯	同	15,510円		
		2分の1灯	同	7,760円		
		3分の1灯	同	5,170円		
		5分の1灯	同	3,110円		
		空調設備				
		会議室 1	同	260円		
		会議室 2	同	260円		
		会議室 3	同	260円		
		会議室 4	同	260円		
		会議室 5	同	260円		
		会議室 6	同	260円		
		会議室 7	同	260円		
		会議室 8	同	260円		
		会議室 9	同	260円		
		会議室10	同	260円		
		会議室11	同	260円		
8	投て き練習 場使用	投て き練 習場	団体が使用する場 合	1団体1時間 につき 児童・生徒	350円	使用許可 の時 1 「児童・生徒」と は、学校教育法第1 条に規定する学校

料			の団体 その他の団体	700円		(大学及び高等専門学校を除く。)に 在学する者及び未 就学の者をいう。 2 1時間を単位と する使用料の額を 計算する場合にお いて1時間に満た ない端数があると きは、その端数は1 時間とする。	
		個人が使用する場 合	1人1時間につ き 児童・生徒 その他の者	60円 120円			
	附帯 設備 器具 (使 用に 要す る消 耗器 材は 含ま ない。)	競技器 具	椅子	1時間につき	10円		
			机	同	10円		
			テント	同	40円		
			その他の 器具類	同	20円		
競技器具 一式			同	780円			
	照明設備	同	1,190円				
9 総合 博物館 観覧料 及び総 合博物 館使用 料	総合 博物 館観 覧料	特別展示	宮崎県教育委 員会がその都 度定める単位	宮崎県教 育委員会 がその都 度定める 額	宮崎県教 育委員会 がその都 度定める 時期		
	総合 博物 館使 用料	博物館 特別展 示室	入場料等 を徴収す る場合	1日につき	26,610円	使用許可 の時 「入場料等」とは、入 場料、会費、会場整理 費その他名称のいか んを問わず入場する ことに関し徴収され	
		入場料等 を徴収し	同		19,960円		

			ない場合			る入場の対価その他 これに類するものを いう。
10 西都 原考古 博物館 使用料	ホール		午前	3,820円	使用許可 の時	1 「午前」とは午前 10時から正午まで、 「午後」とは午後1 時から午後5時ま でをいう。 2 時間超過の場合 は、超過時間1時間 につき、午前の使用 にあつては当該使 用料の額に2分の 1を乗じて得た額 を、午後の使用にあ つては当該使用料 の額に4分の1を 乗じて得た額を加 算する。
			午後	7,640円		
	ホール設備	冷房設備	1時間につき	1,480円	使用終了	3 1時間を単位と する使用料の額を 計算する場合にお いて1時間に満た ない端数があると きは、その端数は1 時間とする。
		暖房設備	同	730円	の時	
11 美術 館観覧 料及び	美術 館観 覧料	特別展示	宮崎県教育委 員会がその都 度定める単位	宮崎県教 育委員会 がその都	宮崎県教 育委員会 がその都	1 「入場料等」とは、 入場料、会費、会場 整理費その他名称

美術館 使用料			度定める 額	度定める 時期	のいかんを問わず 入場することに関 し徴収される入場 の対価その他これ に類するものをい う。
	美術館使 用料				
美術 館使 用料	県民ギ ャラリ ー1	入場料等 を徴収す る場合	1日につき	9,200円	使用許可 の時  2 1時間を単位と する使用料の額を 計算する場合にお いて1時間に満た ない端数があると きは、その端数は1 時間とする。  3 持込電気器具用 電気の使用料は、当 該電気器具に表示 された電力に1キ ロワット未満の端 数があるときは、1 キロワットとして 算定する。
		入場料等 を徴収し ない場合	同	7,000円	
	県民ギ ャラリ ー2	入場料等 を徴収す る場合	同	8,700円	
		入場料等 を徴収し ない場合	同	6,500円	
	企画展 示室	入場料等 を徴収す る場合	同	26,600円	
		入場料等 を徴収し	同	19,900円	

	ない場合		
アートホール	午前10時から 正午まで	1,700円	
	午後1時から 午後3時まで	1,700円	
	午後3時から 午後6時まで	2,200円	
アトリエ1	個人開放日における使用1人につき		使用前
	午前10時から午後1時まで	220円	
	午後1時から午後5時まで	320円	
アトリエ2	個人開放日における使用1人につき		
	午前10時から午後1時まで	420円	
	午後1時から午後5時まで	520円	
アトリエ3	個人開放日における使用1人につき		
	午前10時から	220円	

			ら午後1時まで 午後1時から午後5時まで	320円		
		設備器具	電気窯	1時間につき	320円	使用前
			持込電気器具用電気	1キロワットにつき	320円	使用終了の時
12 少年 自然の家 使用料	宿泊室		1人1泊につき		使用終了の時	1 「1泊」とは、午前9時から翌日の午後4時までの範囲内において当該施設を利用し、宿泊することをいう。 2 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。 3 宿泊室、キャンプ場及びキャンプ用具については、学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）に在学する者及び未就学の者
			30歳未満の者	360円		
			30歳以上の者	710円		

	研修室	1室1時間につき	540円
体育館	宮崎県青島少年自然の家	1時間につき 全面を使用する場合	1,180円
		半面を使用する場合	590円
	宮崎県むかばき少年自然の家 宮崎県御池少年自然の家	1時間につき	850円
	キャンプ場	1人1泊につき	
		30歳未満の者	120円
		30歳以上の者	240円
キャンプ用具	テント	1人1泊につき	
		30歳未満の者	120円
		30歳以上の者	240円

(以下「在学者等」という。)は、無料とする。

4 研修室及び体育館については、在学者等で構成する団体は、無料とする。

5 「全面を使用する場合」とは、体育館の床面積の2分の1を超えて使用する場合をいい、「半面を使用する場合」とは、体育館の床面積の2分の1以下を使用する場合をいう。

	寝袋	1泊1個につき	
		30歳未満の者	120円
	30歳以上の者	240円	
	毛布	1泊1枚につき	
	30歳未満の者	120円	
	30歳以上の者	240円	

別表第2（第3条関係）

手数料	区分	単位	金額	備考
1 高等学校入学料	全日制の課程への入学	1件につき	5,650円	「入学者選抜」には、編入学のためにする試験を含む。
	定時制の課程への入学	同	2,100円	
2 中等教育学校進級手数料		1件につき	5,650円	
3 通信教育入学料		1件につき	500円	
4 入学者選抜等手数料	県立中学校の入学者選抜	1件につき	2,200円	
	全日制（県立中等教育学校を除く。）の課程の入学者選抜	同	2,200円	
	定時制の課程の入学者選抜	同	950円	
	県立中等教育学校の入学者選抜	同	2,200円	
	転学又は転籍のためにす	同	950円	

	る試験			
5 学校諸証明交付手数料		1件につき	400円	在学中の生徒に対して諸証明書を交付する場合は、無料とする。
6 教育職員免許状授与等手数料	普通免許状の授与	1件につき	3,300円	2以上の領域を同時に定める場合は、1件として計算する。
	普通免許状の領域の追加の定め	同	3,300円	
	特別免許状の授与	同	3,300円	
	臨時免許状の授与	同	1,700円	
	臨時免許状の領域の追加の定め	同	1,700円	
	免許状の授与に関する証明	同	400円	
	免許状の書換	同	870円	
	免許状の再交付	同	1,100円	
7 教育職員検定手数料		1件につき	1,700円	2以上の領域の教育職員検定を同時に実施する場合は、1件として計算する。
8 銃砲刀剣類登録等手数料	古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に対する審査	1件につき	6,300円	
	登録証の再交付	1件につき	3,500円	
9 美術刀剣類製作承認申請手数料		1件につき	800円	